

徳島市一般廃棄物処理施設の設置に関する指導要綱

（目的）

第1条 この要綱は、一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）の設置等について（公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定による埋立ての免許を受けて一般廃棄物最終処分場を設置しようとする場合及び徳島県が出資又は出捐をしている団体が一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合に係るものを除く。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めることにより、生活環境の保全、公衆衛生の向上及び一般廃棄物の適正処理の推進を図ることを目的とする。

（一般廃棄物処理計画との整合）

- 第2条 法第8条第1項又は第9条第1項の規定により施設を設置し、又は変更しようとする者（以下「設置等計画者」という。）は、あらかじめ、当該事業計画の予定、概要等について、市長が法第6条の規定により定める一般廃棄物処理計画と整合するよう、市長と協議し、十分な検討を行わなければならない。
- 2 設置等計画者は、必要に応じて、前項の規定による検討の内容を示す書類を市長に提出するものとする。
 - 3 市長は、第1項の検討の内容について不備があると認める場合は、設置等計画者に対し、適切な対応を求めるものとする。

（事前調整）

- 第3条 設置等計画者は、法第8条第1項又は第9条第1項の規定により一般廃棄物処理施設を設置し、又は変更しようとする場合にあっては、次条第1項の規定による事前協議の前に、当該一般廃棄物処理施設の設置等の計画と本市及び関係市町村の土地利用計画等との整合、関係法令による規制状況等を確認するとともに、地域の実情を十分把握するよう努めるものとする。
- 2 前項の関係市町村の範囲は、一般廃棄物処理施設の設置等により生活環境の保全上に影響が及ぶ可能性のある地域を管轄する市町村（以下「関係市町村」という。）とする。

（事前協議）

第4条 設置等計画者は、前条第1項に規定する一般廃棄物処理施設を設置し、又は変更しようとする場合には、次の各号に掲げる場合を除き、一般廃棄物処理施設の設置等に係る事前

協議書（様式第1号。以下「事前協議書」という。）を市長に提出し、協議（以下「事前協議」という。）をしなければならない。

- (1) 本市が関与する一般廃棄物処理施設の設置
 - (2) その他事前協議の必要がないと市長が特に認める施設
- 2 前項において、協議内容に変更（軽微な変更を除く。）があった場合は、新たに事前協議書を提出し、再協議しなければならない。
- 3 前項の事前協議書には、別表に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

（関係機関等に対する照会）

第5条 市長は、設置等計画者から事前協議書が提出された場合は、当該事前協議書を関係機関の長及び関係市町村長に通知し、当該一般廃棄物処理施設の設置等の計画と本市及び関係市町村が定めた土地利用計画との関係及び関係法令による規制等との関係について意見を求めるものとする（様式第2号、様式第3号）。

- 2 前項において、当該関係機関及び関係市町村は、2週間以内に、意見書（様式第4号、様式第5号）を市長に提出するものとする。

（事前協議書の審査）

第6条 市長は、設置等計画者から事前協議書が提出された場合は、必要に応じて別に定めるところにより関係機関の職員で構成する徳島市一般廃棄物処理施設適正立地審査会（以下「審査会」という。）において審査を行うものとする。

- 2 説明会の対象となる周辺住民等の範囲（以下「周辺住民等の範囲」という。）は、前項の審査会において定めるものとする。この場合において、生活環境の保全上に影響が及ぶ可能性を考慮して合理的な範囲の設定を行うものとする。

（説明会の開催等）

第7条 設置等計画者は、前条において周辺住民等の範囲が定められた場合は、速やかに周辺住民等に対して、当該一般廃棄物処理施設の設置等の計画及び生活環境影響調査等の内容についての説明会を開催し、理解を得るよう努めるものとする。

- 2 市長及び関係市町村長は、前項の説明会の開催に当たり、必要な協力を行うものとする。
- 3 周辺住民等は、第1項の説明会が実施された日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、一般廃棄物処理施設の設置等の計画に対する生活環境の保全上の見地からの意見書を設置等計画者に提出することができる。
- 4 設置等計画者は、第1項の説明会において周辺住民等から出された意見を取りまとめるとともに、前項の意見書が提出された場合にあっては、その意見書の写しを添えて説明会実施報告書（様式第6号）を市長及び関係市町村長に提出するものとする。この場合において、

設置等計画者，市長及び関係市町村長は，周辺住民等から報告書の閲覧の申し出があれば，これに応ずるものとする。

- 5 関係市町村長は，前項の規定により報告書を受理した日から2週間以内に，生活環境の保全上の見地からの意見書を市長に提出することができる。

（施設計画に対する意見の通知）

第8条 市長は，第5条第2項及び前条第5項の関係市町村長の意見並びに前条第3項の意見書及び同条第4項の報告書の記載内容等を総合的に勘案し，一般廃棄物処理施設の設置等の計画等についての意見を速やかに設置等計画者に対して通知するものとする。

（施設計画への反映）

第9条 設置等計画者は，前条の規定による市長の意見を一般廃棄物処理施設の設置等の計画等に反映させるよう努めるものとする。

- 2 市長は，必要と認めるときは，前項の設置等計画者の措置の方針を確認するため，設置等計画者に対して報告書（様式第7号）の提出を求めるものとする。

（計画変更等の勧告等）

第10条 市長は，第8条における市長の意見が施設計画に反映されていない場合又は計画の廃止が相当と認める場合は，設置等計画者に協議内容の変更又は計画の廃止の勧告を行うものとする。

- 2 設置等計画者は，協議内容の変更の勧告を受けた場合は，速やかに必要な措置を行うとともに，その結果を市長に報告するものとする（様式第8号）。

（許可の申請）

第11条 設置等計画者は，一般廃棄物処理施設の設置等に係る許可の申請を行う場合は，あらかじめ，第2条から前条までの手続を経た後に行うものとする。

- 2 前項の許可を受け，一般廃棄物処分業等に係る許可等の申請を行う場合は，当該施設の使用前検査の完了後に行うものとする。

（協定締結の要請）

第12条 市長は，一般廃棄物処理施設の周辺地域の生活環境の保全上の配慮に関し，周辺住民等の理解と信頼を確保するため必要があると認めるときは，設置等計画者に対し，当該設置等計画者と，本市，関係市町村長若しくは周辺住民等の代表者との間において，又はこれら四者間において，生活環境の保全に関する協定の締結するように求めるものとする。

- 2 設置等計画者は，前項に規定する協定の締結を求められたときは，誠意をもってこれに応

じなければならない。

(書類の提出等)

第13条 法及びこの要綱に定める市長に提出する書類の部数は、原則として各3部とするものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された書類の内容について、審査及び現地調査を実施するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

区 分	内 容
立地に関する書類及び図面	位置図 付近の見取図 計画地に関する次の書面 公図の写し 土地登記事項証明(所有権がない場合は、使用権限を有することを証する書面の写し) 所有者(隣接地の所有者を含む。)及び地目を記入した図面
施設の構造等に関する書類及び図面	平面図、断面図、立面図及び設計計算書 計画地の面積 埋立面積の実測求積図 その他必要と認める書類
申請者に関する書類	法人にあっては、登記事項証明書